

議案第 87 号

鳥取県町村職員退職手当組合格約を変更する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、次のおり鳥取県町村職員退職手当組合格約の一部を変更する協議をすることについて、同法第 290 条の規定により、本議会の議決を求める。

平成 16 年 9 月 10 日

三朝町長 吉田 秀光

平成 16 年 9 月 21 日 原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

鳥取県町村職員退職手当組合格約の一部を改正する規約

鳥取県町村職員退職手当組合格約（昭和 36 年告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表岩美郡の項中「国府町」及び「福部村」を削り、八頭郡の項中「河原町」及び「用瀬町 佐治村」を削り、気高郡の項を削り、「鳥取県東部町村交通災害共済組合」、「気高郡衛生施設組合」及び「佐治用瀬ごみ処理施設組合」を削る。

附 則

この規約は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。